

2026 FURUSHIN DISCLOSURE

古川信用組合の現況
ディスクロージャー誌





ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧を賜り心より厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の「ふるしん」の経営内容等をご理解いただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りたく存じます。

我が国の経済環境は総じて回復局面にある一方で、米国の関税措置や中東・欧州での紛争などの外部リスクは依然として大きく、国民の生活や企業の活動を揺さぶる要因となっています。信用組合の主な取引先である中小企業・小規模事業者の方々は、物価高騰や賃上げなどによる経費負担の増加、人手不足など、引き続き厳しい経営環境に置かれています。

金融面では、令和6年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除して以来、政策金利の引上げが慎重ながらも着実に進み、金利と物価がともに動く、いわば「金利とインフレのある世界」に戻りつつあります。中小企業・小規模事業者の方々におかれては、金利や経費負担の増加による業績の悪化が懸念される一方、金融機関においても、本業である預貸金ビジネスの活性化による競争の激化が予想されます。

こうしたなか、当組合は、地域経済の原動力である中小企業・小規模事業者の方々のパートナーとして、各種機関とも連携し、地域社会の発展に一層貢献するよう取り組む所存です。

業績面におきましては、期末残高が預金62,399百万円（前期比2,092百万円減少）、貸出金47,739百万円（前期比143百万円減少）となりました。収支におきましては、業務収益は1,327百万円（前期比97百万円増収）、業務費用1,171百万円（前期比81百万円増加）、本業の利益を表すコア業務純益は237百万円（前期比53百万円増益）となり、最終利益である当期純利益は128百万円（前期比11百万円増益）となりました。

令和8年度におきましても、中東地域の情勢や物価高騰など、先行き不透明な状況にあります。が、地域金融機関として、「地域への貢献と経営基盤の強化」をコンセプトに地域に必要とされる「ふるしん」の実現を目指し、地域の発展に貢献できるよう一層の努力をまいりますので、引き続き変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

古川信用組合 理事長 **三嶋 聡**

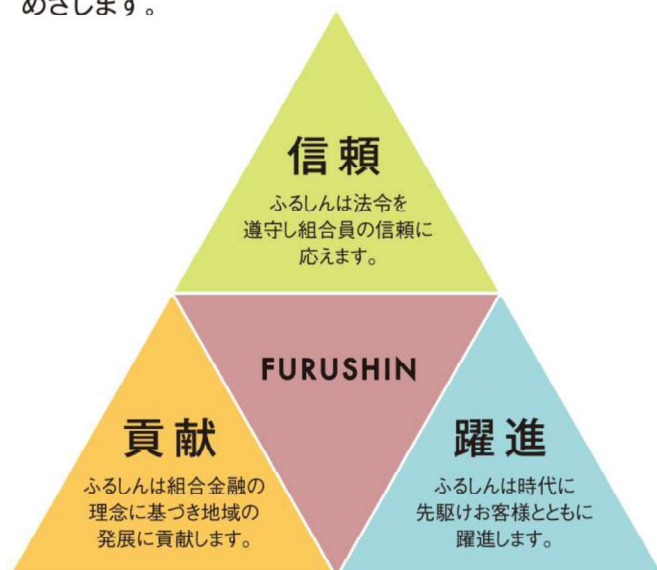
経営ビジョン

頼りになるコミュニティバンクをめざす。

「ふるしん」は、地域の皆様の頼りになる金融機関として一層の発展をとげさせていただくためには、地域の皆様との強い信頼関係を築くことが最も大切であると考えています。

経営理念

「信頼」「貢献」「躍進」の信条を経営理念とし、その実現をめざします。



金融新時代の金融機関として、「ふるしん」の存在意義をより確固たるものにしていくためには、顧客第一主義に徹しご利用いただく方の利便を高めることにより、お客様から良きパートナーとして選ばれることであると考えています。



CONTENTS

現況・取り組み	ごあいさつ	01
	経営ビジョン・経営理念	02
	事業の概況	03
	事業の組織	05
	総代会制度について	06
	沿革	07
	社会貢献活動	08
	トピックス	09
	店舗・営業のご案内	10
	主要な事業の内容	11
手数料について	13	
その他のご案内	14	

当組合の概要 令和8年3月末現在

名 称	古川信用組合
理 事 長	三嶋 聡
本店所在地	大崎市古川十日町7番8号
創 業	昭和31年1月20日
店 舗 数	9店舗
出 資 金	1,779百万円
職 員 数	72名
預 金 残 高	62,399百万円
組 合 員 数	17,718人
貸 出 金 残 高	47,739百万円

令和7年度 事業の概況

事業の概況

1 事業概況等

令和7年度末をもって終了する第3次中期経営計画の期間中、コロナ禍後の社会情勢の変化や日本銀行によるマイナス金利政策の解除などにより、社会経済活動が大きな影響を受けるなか、ふるしんは、地域社会への貢献を目指し以下の重点施策を実施いたしました。

経営の重点

① お客様支援の取組

- ・お客様とのコミュニケーション充実を目的に、経営者へのアンケートを実施し様々な経営課題、悩みなどを的確に捉えることに取り組みました。
- また、このアンケートに基づき、宮城県よろず支援拠点と「人手不足対策セミナー」を共同開催しました。

② 事業基盤の強化

- ・営業渉外活動を見直すことでの効率化を継続し、地域環境の理解や企業の業況把握のためのモニタリングに、より多くの時間を費やすことに取り組みました。
- ・貸出金利息の増収による収益の確保に加え、投資効果の検証を継続的に実施し物件費の削減に努め、計画を上回る利益を確保いたしました。
- 今後も内部留保の充実を図り経営の健全性を高めてまいります。

③ 人材育成

- ・お客様支援の取り組みに必要な能力向上を目的に、金融庁の業種別支援の着眼点と経済産業省のローカルベンチマークを組み合わせた実践研修への参加や、若手職員の東北大学大学院「地域イノベーションアドバイザー塾 (RIAS)」への派遣により目利き力向上に取り組みました。

2 金融経済環境

令和6年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除して以来、政策金利の引上げが慎重ながらも着実に進み、金利と物価がともに動く、いわば「金利とインフレのある世界」に戻りつつあります。中小企業・小規模事業者の方々におかれは、金利や経費負担の増加による業績の悪化が懸念される一方、金融機関においても本業である預貸金ビジネスの活性化による競争の激化が予想されます。

3 業績

※グラフ参照

(1) 預金・積金

預金残高は62,399百万円、前期比△2,092百万円、3.24%の減少となりました。減少要因は、相続預金の地区外への払出しや投資目的の流出などによるものです。

(2) 貸出金

貸出金残高は47,739百万円、前期比△143百万円、0.29%の減少となりました。減少要因は、不良債権回収のためバルクセールに取り組んだことによるものです。

(3) 損益

業務収益は1,327百万円、前期比97百万円の増収となりました。貸出金利息収入の増収が主な要因です。

業務費用は1,171百万円、前期比81百万円の増加となりました。預金利息支払い増加が主な要因です。

本業利益を表すコア業務純益は237百万円、前期比53百万円の増益となりました。

当期純利益は128百万円、前期比11百万円の増益となりました。業務収入の増収が主な要因です。

4 事業の展望

当組合は、地域経済の原動力である中小企業・小規模事業者の方々のパートナーとして、各種機関とも連携し、地域社会の発展に一層貢献するよう取り組む所存です。これらを実現するために、令和8年度から「地域への貢献と経営基盤の強化」をコンセプトに第4次中期経営を実行します。

当組合では、創立70周年を迎えたことを機に信用組合の原点に立ち返り、地元の方々に対し、最後の砦であることの意識を抱き、より一層のスピード感をもった金融仲介機能を提供してまいります。

5 当組合が対処すべき課題

お客様支援の取り組みとしてこれまでの資金繰り支援に加え、お取引先の強み・弱み・課題・問題点などを共に考え、必要に応じ外部機関と連携しながら、お取引先の実情に合わせた経営改善支援や事業再生支援に取り組み、お取引先の経営の持続性確保に努めてまいります。

また、お客様に寄り添い、適切な支援策の提案などができるよう、お客様に満足していただける人材育成に取り組んでまいります。

○「第4次中期経営計画」を策定

令和8年3月、『地域への貢献と経営基盤の強化』をコンセプトに第4次中期経営計画を策定しました。

当組合は1956(昭和31)年1月に設立された、「信頼」「貢献」「躍進」を信条とする協同組織の地域金融機関であり、社会情勢の変化に対応しつつ、地域との共存共栄を目指す経営理念を実現するために、2017年(平成29)年度から中期経営計画を策定しております。

令和7年度末をもって終了した第3次中期経営計画の期間中、コロナ禍後の社会情勢の変化や日本銀行によるマイナス金利政策の解除などにより、社会経済活動が大きな影響を受けるなか、当組合は、お客さまの資金繰り支援や本業支援に取り組んで参りました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化による地域経済の疲弊、物価高騰や賃上げなどによる経費負担の増加、人手不足などもあり、当組合の主なお取引先である中小企業・小規模事業者の方々は引き続き厳しい経営環境に置かれています。

金融面では、令和6年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除して以来、政策金利の引上げが慎重ながらも着実に進み、金利と物価がともに動く、いわば「金利とインフレのある世界」に戻りつつあります。

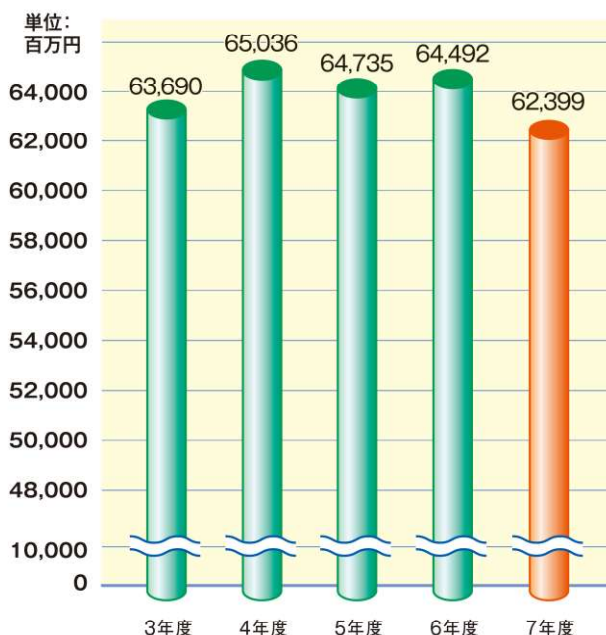
中小企業・小規模事業者の方々におかれては、金利や経費負担の増加による業績の悪化が懸念される一方、金融機関においても、本業である預貸金ビジネスの活性化による競争の激化が予想されます。

こうしたなか、当組合は、地域経済の原動力である中小企業・小規模事業者の方々のパートナーとして、各種機関とも連携し、地域社会の発展に一層貢献するよう取り組む所存であり、それを実現するために第4次中期経営計画を策定するものであります。

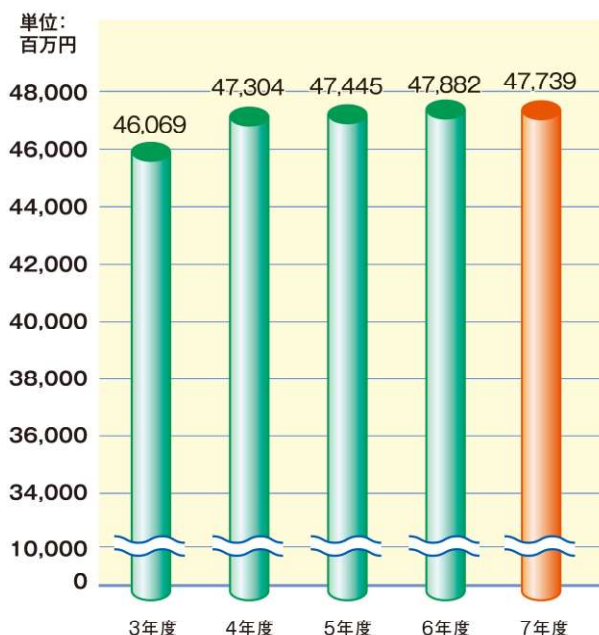
第4次中期経営計画の概要

- (1) 計画の方向性・コンセプト「地域への貢献と経営基盤の強化」
- (2) 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日(3か年)
- (3) 計画の基本方針
 - ① 事業支援の強化
 - ② 収益力・財務基盤の強化
 - ③ リスク管理態勢の強化
 - ④ 人材育成
- (4) 施策計画 基本方針4項目について具体的な施策を実施する
 - ・モニタリングによる事業者支援取組みの強化
 - ・外部機関、専門家との連携による事業者支援の実施
 - ・事業性融資の取組み強化による安定収益の確保
 - ・新規、既存先を含めた預金・組合員の増強
 - ・事務効率化による生産性向上
 - ・モニタリングによる信用リスクの管理
 - ・保証協会付融資の積極的な取組み
 - ・コンプライアンス意識の徹底
 - ・マネロン対策・サイバーセキュリティ強化
 - ・各種研修の実施、自己啓発の奨励による人材育成 など

■ 預金・積金残高

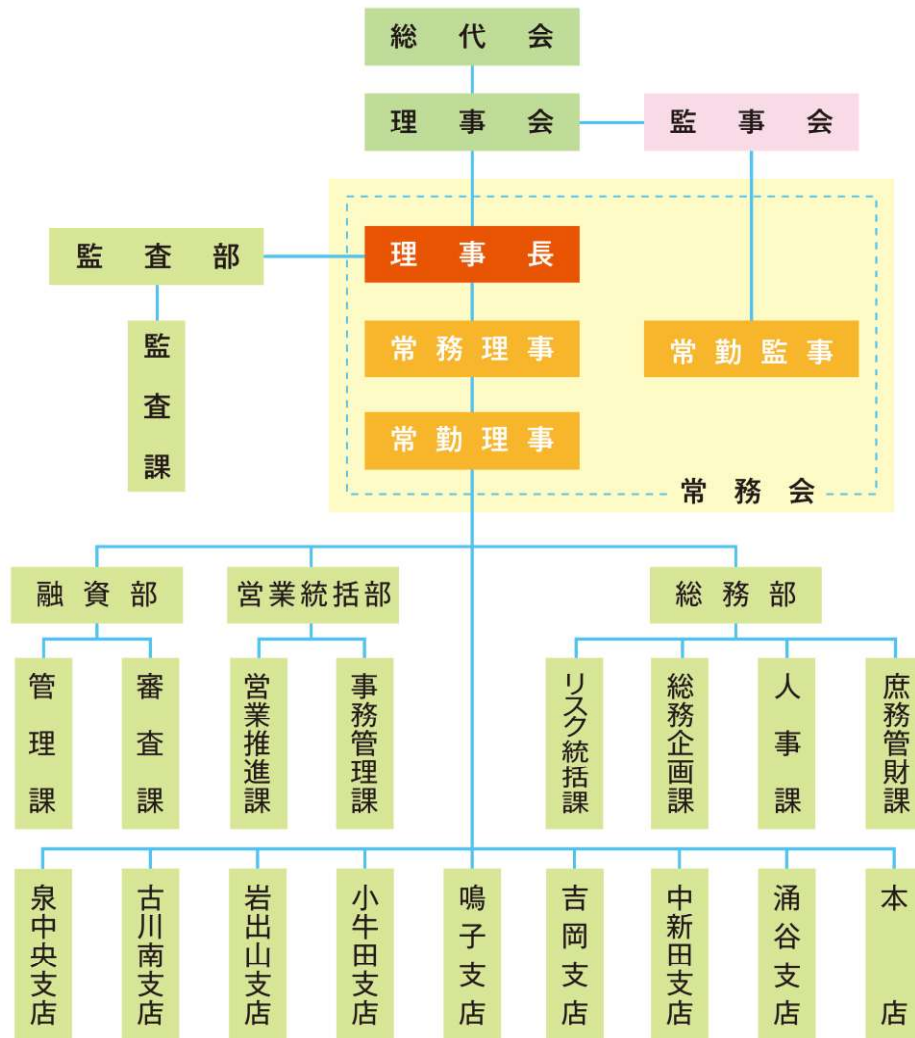


■ 貸出金残高



事業の組織

組織図 令和8年6月30日現在



役員一覧 令和8年6月25日現在

役名	氏名
理事長	三嶋 聡
常務理事	菅原 宏
常務理事	堀 貴喜 (※)
常勤理事	小松 宏之
理事(非常勤)	櫻田 裕 (※)
理事(非常勤)	佐藤 厚 (※)
理事(非常勤)	狩野 圭 (※)
理事(非常勤)	三浦 孝宏 (※)
員外監事(常勤)	佐々木 雅一
監事(非常勤)	門傳 基博
監事(非常勤)	草刈 宏明

◆当組合は、職員出身以外の理事5名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組合員数

単位:人

区分	令和6年度末	令和7年度末
個人	16,504	16,262
法人	1,418	1,456
合計	17,922	17,718

会計監査人の氏名又は名称

監査法人FRIQ(令和8年6月末現在)

総代会制度について

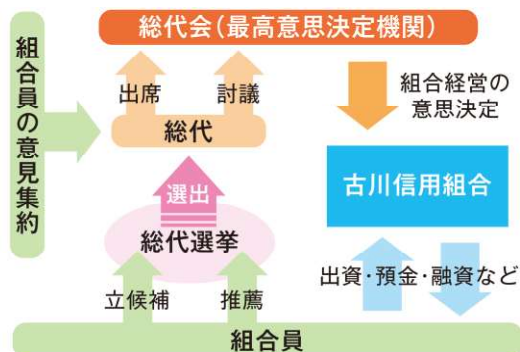
総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員17,718名（令和8年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、地区懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会の決議事項

総代会は、定款の変更、決算の承認、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

第71期通常総代会を、令和8年6月25日午後4時00分より、大崎市古川李埴の「アインパルラ浦島」で開催いたしました。

当日は総代110



第71期通常総代会（令和8年6月25日）

名のうち、出席110名（うち、委任状による代理出席54名）のもと行われました。

【議案】

報告事項 第71期 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）事業報告・貸借対照表・損益計算書の報告について

決議事項

第1号議案 剰余金処分案の承認に関する件

・本件は、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 第72期 令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）事業計画及び収支予算案の承認に関する件

・本件は、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 組合員の除名に関する件

・本件は、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案 監事改選に伴う選任に関する件

・本件は、原案どおり可決・承認されました。

総代の選出方法等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は地区（選挙区）を6つの区に分け、総代の選出を行っています。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数に満たなかった場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者としています。

(2) 定数

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、区分された地区の組合員からバランスのとれた構成となるよう定めております（令和8年3月31日現在の組合員総数は17,718名）。

(3) 任期

総代の任期は3年となっております。

(4) 定年・重任制限

総代の定年は満75歳（就任時）です。また、重任制限は設けておりません。

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・属性別構成比（令和8年6月25日現在）

選挙区	総代氏名（敬称略）			
第1区 （大崎市古川、大崎市三本木、大崎市田尻、大崎市岩出山） 総代定数 50名 総代数 50名	相澤 孝弘（○） 庵原 博明（2） 菊地 紳太郎（4） 佐々木 恭悦（○） 佐藤 重（5） 鈴木 隆逸（○） 玉野 章浩（5） 株式会社千葉惣治商店（2） 望月 俊一（5） 渡部 竜也（1） 小野寺 昌幸（○） 佐藤 孝宣（3） 松田 純武（2）	協業組合アクアネット（1） 江村 克志（3） 木村 幸一（5） 佐々木 伸也（○） 菅澤 昌子（4） 高泉 彰（3） 千田 信良（○） 西巻 進（○） 若生 茂（○） 大泉 純一（4） 金原 知宏（○） 千葉 裕信（○） 村松 一広（2）	石ヶ森 信幸（○） 大場 光哉（1） ㈱共栄油店（2） 佐々木 敏浩（○） 鈴木 隆夫（○） 高橋 久之（○） 千葉 基（○） 彦坂 佳久（1） 渡辺 昭弘（○） 小笠寺 宏（4） ㈱共和建設（2） 奈良坂 裕二郎（2）	伊藤 伸浩（2） 鎌田 隆哉（○） ㈱サケンホーム（3） 佐々木 正実（5） 鈴木 廣志（○） 高橋 安桜（4） 千葉 吉廣（4） 宮崎 正樹（4） 渡辺 俊（4） 市川 雅朗（4） 佐々木 敬太（2） 早坂 善弥（4）
第2区 （涌谷町、美里町、石巻市河南地区、登米市豊里町、大崎市松山、大崎市鹿島台） 総代定数 16名 総代数 16名	泉沢 幸吉（1） 白岩 信義（1） 大友 新（5） 高橋 勲（○）	門脇 政一（4） 田村 敦子（1） 草野 正（2） 高森 洋介（5）	黒澤 朗（4） 渡部 祐（1） 佐藤 竜二（3） 引地 豊（1）	佐々木 公司（4） 安部 文秋（5） 高城 圭一（4） 横山 啓一（3）
第3区 （加美町、色麻町） 総代定数 15名 総代数 15名	浅野 大輝（1） 佐竹 徹（3） 原 裕一郎（3） 味上 庄一郎（1）	今野 恭佑（2） 鈴木 雄（1） 星 彰浩（1） 三嶋 康裕（4）	佐々木 弘毅（4） 関 文広（3） 本田 憲次（3） ㈱米澤屋（3）	佐々木 浩章（○） 高橋 毅（3） 三浦 秀悦（1）
第4区 （富谷市、大和町、大郷町、大衡村） 総代定数 16名 総代数 16名	氏家 栄美夫（3） 児玉 幸司（2） 千坂 博和（2） 松川 利守（4）	大川 真人（1） 武田 正太郎（1） 鳥海 正弘（3） 堀籠 博文（1）	小川 栄一（4） 只野 由雄（○） 畑中 直子（2） ㈱みちのく企業（1）	勝又 孝（1） 田中 恭文（3） 蜂谷 浩良（5） 若生 健一（3）
第5区 （大崎市鳴子温泉） 総代定数 8名 総代数 8名	岩渕 耕治（○） 中鉢 健二（3）	菊地 昭二（5） 三浦 勝巳（2）	西條 勲（2） ㈱ゆきや旅館（2）	鈴木 顕（○） 吉田 裕之（○）
第6区 （仙台市、多賀城市、塩竈市、宮城郡利府町） 総代定数 5名 総代数 5名	小野寺 信介（3） ㈱山一地所（3）	櫻井 良一（4）	永根 悦郎（3）	嶺電工業㈱（3）
合計 総代定数 110名 総代数 110名	〔総代の属性別構成比〕 職業別：個人事業主 19%、法人役員 72%、法人 9% 年代別：40代 17%、50代 33%、60代 22%、70代 28%			

（注）総代名の後に就任回数を記載しております。なお、就任回数が6回以上の場合は○で示しております

沿革

沿革・歩み

昭和31年 1月 古川信用組合として発足 本店を十日町に置く 初代組合長 千葉房一郎（昭和46年5月初代理事長に就任） 昭和34年 7月 涌谷支店開設 昭和36年12月 中新田支店開設 昭和38年 9月 吉岡支店開設 昭和41年 4月 古川市収納代理金融機関に指定される 昭和43年10月 宮城県収納代理金融機関に指定される 昭和45年 1月 本店を現在地に新築移転 昭和45年10月 鳴子支店開設 昭和46年 4月 涌谷町収納代理金融機関に指定される 昭和47年 4月 鳴子町収納代理金融機関に指定される 昭和48年10月 大和町収納代理金融機関に指定される 昭和48年12月 中新田町収納代理金融機関に指定される 昭和50年 4月 小牛田支店開設 昭和50年 7月 小牛田町収納代理金融機関に指定される 昭和55年 5月 第2代理事長に菅原郁男就任 昭和55年10月 古川駅前支店開設 昭和59年 5月 岩出山支店開設	自営オンライン稼働 昭和59年 8月 全銀データ通信システム加盟 岩出山町収納代理金融機関に指定される 昭和62年 4月 三日町支店開設 大衡村収納代理金融機関に指定される 富谷町収納代理金融機関に指定される 昭和63年 4月 国債の代理窓口販売業務取扱金融機関の認可を得る 平成 元年 5月 第3代理事長に佐々木源一郎就任 平成 2年 7月 全国キャッシュサービス(MICS)に加盟 平成 5年11月 国債の窓口販売業務取扱金融機関の認可を得る 平成 6年 2月 全国信用組合共同センター(SKC)に加盟 平成10年 4月 色麻町収納代理金融機関に指定される 平成12年 7月 南郷町収納代理金融機関に指定される 平成13年11月 損害保険窓口販売開始 平成14年 6月 第4代理事長に日野孝美就任 平成15年 4月 加美町収納代理金融機関に指定される 平成16年 6月 第5代理事長に西巻正視就任 平成18年 1月 美里町収納代理金融機関に指定される	平成18年 3月 大崎市収納代理金融機関に指定される 平成19年 6月 第6代理事長に高橋文典就任 平成20年 4月 吉岡支店を新築移転 平成25年 6月 第7代理事長に島谷久夫就任 平成26年 7月 大崎市民病院に店外ATM設置 岩出山支店を本店内に移転 平成27年 4月 ふるしん奨学金制度創設 平成28年 5月 泉中央支店開設 仙台市収納代理金融機関に指定される 平成28年 9月 古川駅前支店閉店 平成29年 9月 多賀城市、塩竈市、宮城郡利府町を営業地区に追加 平成30年 1月 古川南支店開設（旧三日町支店を新築移転） 令和 4年 8月 涌谷支店を小牛田支店内に移転 中新田支店を新築移転 令和 5年 6月 第8代理事長に鈴木大仁就任 令和 6年 6月 第9代理事長に高橋敏敏就任 令和 7年 6月 第10代理事長に三嶋 聡就任
---	--	--

社会貢献活動

「大崎広域ほなみ園」に寄付



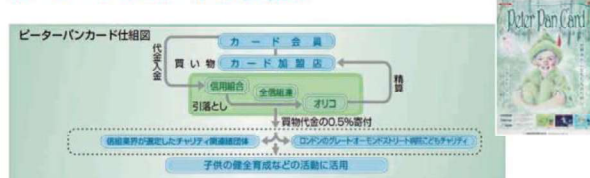
令和8年3月5日、信用組合業界独自のクレジットカード「しんくみピーターバンカード」に積み立てられた基金12万7千円余りに当組合の収益の一部を上乗せした合計15万円を「大崎広域ほなみ園」に寄付しました。

〇「しんくみピーターバンカード」について

当組合は、株式会社オリエントコーポレーションとの提携により、信用組合業界独自のクレジットカード「しんくみピーターバンカード」の取扱を行っています。

このカードは、社会貢献機能を有しており、買い物などでご利用されたカード代金の0.5%相当額が、各信用組合が選定した団体およびロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティに寄付され、子どもたちの健全育成や難病の子どもたちを支援するために役立てられています。

ピーターバンカードの仕組み



当組合のピーターバンカード取扱状況

	取扱枚数	寄付金額	累計寄付金額
令和2年度	905枚	96千円	1,367千円
令和3年度	988枚	200千円	1,567千円
令和4年度	1,080枚	200千円	1,767千円
令和5年度	1,161枚	150千円	1,917千円
令和6年度	1,246枚	150千円	2,067千円
令和7年度	1,341枚	150千円	2,217千円

「しんくみの日」で、献血と来店者プレゼント

令和7年9月3日、しんくみの日に社会貢献活動として献血を実施し、多数のお客様、役職員にご協力をいただきました。また、本店及各支店の窓口では、ご来店の方々へ地場産品をプレゼントいたしました。



清掃活動の実施

当組合では、少しでも地域の方々の役に立ちたいという思いから、全店舗・全職員で定期的に清掃活動等を実施しております。そのほか、古川十日町のプランターの植え替え作業や、泉中央地区の一斉清掃へ参加しております。

本 店	七日町、十日町清掃
中 新 田 支 店	バッハホール通り清掃
吉 岡 支 店	まほろば公園清掃
鳴 子 支 店	店舗周辺道路清掃
小 牛 田 支 店	華ロード植栽・除草
古 川 南 支 店	栄町集会所周辺清掃
泉 中 央 支 店	七北田地区周辺清掃

ほか

給付型奨学金「ふるしんはばたき奨学金」の給付

「ふるしんはばたき奨学金」制度は、社会貢献活動の一環として、人材育成に取り組むことを目的としております。母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、修学上必要な学資金の一部を給付する返還不要の給付型奨学金で、月8千円を1年間給付します。今後も、高校生の未来を応援するこの制度をととして地域に貢献してまいります。

奨学金給付の実績

平成27年度	10名
平成28年度	10名
平成29年度	10名
平成30年度	20名
令和元年度	20名
令和2年度	35名
令和3年度	35名
令和4年度	38名
令和5年度	31名
令和6年度	10名
令和7年度	10名
計	229名

トピックス

ネーミングライツを取得

当組合70周年記念事業の一環として、大崎地域広域行政事務組合が運営する大崎生涯学習センターのネーミングライツを取得しました。令和8年4月から3年間で、施設の愛称を「パレットふるしんホール」とし、当組合の活動を知っていただくとともに、より一層地域に貢献してまいります。



特殊詐欺等根絶に向けた相互協力に関する協定の締結

社会問題化している特殊詐欺等金融犯罪の拡大防止を図るため、令和7年7月22日、宮城県内18金融機関と連携し、宮城県警察と「特殊詐欺等根絶に向けた相互協力に関する協定」を締結しました。

古川まつり太鼓への参加



令和7年8月4日、古川まつり太鼓に参加し、地域の方々と一緒に活気溢れるまつりを楽しみました。

ふるしん理事長杯の開催

令和7年10月6日、仙台クラシックゴルフ倶楽部で第10回 ふるしん理事長杯が行われ、総勢96名のお客様にご参加いただきました。また、チャリティーにより集まった93,500円を大崎タイムス福祉部様に寄付いたしました。



危機事象発生時における業務連携に関する覚書の締結



近年増加するサイバー攻撃や自然災害などの危機事象発生時において、地域の事業所に対する円滑な金融サービスの提供を継続し、地域経済の復興・発展を図ることを目的とし、令和7

年12月4日、日本政策金融公庫と「危機事象発生時における業務連携に関する覚書」を締結しました。

人手不足対策セミナーの開催



令和8年2月6日、大崎市図書館にて、宮城県よろず支援拠点の方を講師として招き、中小企業・個人事業主の方々を対象に、人材採用の要点、補助金・IT活用などをテーマとしたセミナーを開催しました。

店舗・営業のご案内

本店岩出山出張所店外ATM

鳴子支店

中新田支店

古川南支店

吉岡支店

泉中央支店

本部、本店、岩出山支店

小牛田支店、涌谷支店

小牛田支店涌谷出張所店外ATM

営業地区

(令和8年6月30日現在)

大崎市・仙台市・富谷市・多賀城市・塩竈市・
加美郡・遠田郡・黒川郡・宮城郡利府町・
石巻市河南地区・登米市豊里地区



本 部

〒989-6165 宮城県大崎市古川十日町7番8号
TEL 0229-22-1069 FAX 0229-24-2671

本店・岩出山支店

〒989-6165 宮城県大崎市古川十日町7番8号
TEL 0229-22-1845 FAX 0229-24-2672
ATM 2台



本店岩出山出張所(店外ATM)

〒989-6436 宮城県大崎市岩出山字二ノ構92番地
ATM 1台



小牛田支店涌谷出張所(店外ATM)

〒987-0162 宮城県遠田郡涌谷町字本町103番地
TEL 0229-43-2105 FAX 0229-43-5156
ATM 1台



中新田支店

〒981-4261 宮城県加美郡加美町字町裏208番地4
TEL 0229-63-3432 FAX 0229-63-7504
ATM 1台



吉岡支店

〒981-3632 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば
一丁目5番地の1
TEL 022-345-5131 FAX 022-345-2280
ATM 1台



鳴子支店

〒989-6822 宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷
126番地の6
TEL 0229-83-3243 FAX 0229-83-3009
ATM 1台



小牛田支店・涌谷支店

〒987-0005 宮城県遠田郡美里町北浦一丁目52番地
TEL 0229-32-5038 FAX 0229-33-3686
ATM 1台



古川南支店

〒989-6157 宮城県大崎市古川栄町13番9号
TEL 0229-24-3888 FAX 0229-23-8321
ATM 1台



泉中央支店

〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央三丁目34番地6
TEL 022-771-2780 FAX 022-771-2781
ATM 1台

主要な事業の内容

主要な事業の内容

A 預金業務

- (イ) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄等を取り扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
取り扱っておりません。

B 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形の割引を取り扱っております。

C 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D 有価証券投資業務

預金の支払い準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F 外国為替業務

取り扱っておりません。

G 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H 金融先物取引等の受託業務

取り扱っておりません。

I 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
(ロ) 有価証券の貸付業務
(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
(二) 代理業務
(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理業務
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(c) 日本銀行の歳入復代理店業務
(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払い代理業務
(ト) 保護預り及び貸金庫業務
(チ) 損害保険及び生命保険の代理店業務

主な預金商品

種 類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	し く み と 特 色
総 合 口 座	—	—	有利に増やしながら便利に使える口座です。出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、いざというときの自動融資の3つが一冊の通帳にセットされています。なお、自動融資は定期預金の90%(最高300万円)までご利用いただけます。
普 通 預 金	ご自由	1円以上	出し入れ自由で、くらしのお財布代わりにご利用いただけます。給与振込、年金のお受取りや公共料金のお支払等、わずらわしさを一手に引き受けます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。
貯 蓄 預 金	ご自由	1円以上	お預け入れ残高(基準残高)に応じて、金利が変動、普通預金に比べて高利回りになっており、資金を有効に運用できます。
当 座 預 金	ご自由	1円以上	商取引代金のお支払いに便利で安全な小切手・手形決済のための預金です。
通 知 預 金	7日以上	5千円以上	まとまった資金の短期運用に便利な預金です。お引き出しは2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	入金は自由 引き出しは納税時	1円以上	納税のための預金です。税金が計画的に納められ非課税でお得です。
積立定期預金	6か月以上 5年以内	1,000円以上	計画的な資金作りに便利です。目標に向かって自由に積立できる預金です。
定 期 積 金	6か月以上 5年以内	1,000円以上	目標の実現や、いざというときの備えに便利な預金です。安全確実に財産の基礎を作ることが出来ます。
期 日 指 定 定 期 預 金	1年以上 3年以内 (1年据え置き)	1,000円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。1年経過後は1か月以上前に期日を指定していただければ自由に払出しが出来ます。
変 動 金 利 定 期 預 金	1年以上 3年以内	1,000円以上	お預け入れ時の金利が、その時々金利情勢に応じて6か月毎に変動。6か月毎に金利の変更が出来ますので、着実な財産作りが可能です。
スーパード定期	1か月以上5年以内 複利型3年以上 (半年複利)	1,000円以上 300万円未満	お預け入れ時の金利は満期まで変わりません。
スーパード定期 300	1か月以上5年以内 複利型3年以上 (半年複利)	300万円以上	まとまった資金を有利に運用、固定金利でお得な利回りをご利用ください。
大口定期預金	1か月以上5年以内	1,000万円以上	大きく増やす運用プラン。自由金利ですので当組合が設定するお得な利回りがご利用いただけます。

種 類	お預け入れ 期 間	お預け入れ 金 額	し く み と 特 色
ゆうゆう 定 期	1年	1,000円 以上 500万円 以内	障害年金、遺族年金等の年金や 手当をお受取りの方に有利な高 利回りで応援します。
年金受給者 定期預金	1年	1,000円 以上 500万円 以内	当組合へ年金振込の方に高利回 りで応援します。スーパー定期1 年ものプラス0.2%。
財形貯蓄	一般財形 3年以上 財形住宅預金 5年以上 財形年金預金 5年以上	3,000円 以上 (1回の預入金額)	お勤め先の財形制度を通じ、 給与やボーナスからの天引き で、自動的にまとまった財産 形成が出来ます。

「パタ崎さん」通帳・キャッシュカード好評取扱中

当組合本店所在地であ
る大崎市のイメージキャ
ラクター「パタ崎さん」を
デザインした総合口座
通帳、キャッシュカード好
評取扱中。



個人向け融資商品

種 類	お使いみちと特色	ご融資金額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の購入・新築・増改築・借り替え	1億円以内	50年以内
多 目 的 ロ ー ン	住宅の増改築・修繕など	2,000万円以内	15年以内
	車両の購入・修理・車検費用		
	入学資金など		10年以内
	上記以外でお使いみちが明確なもの		
カ ー ド ロ ー ン	自由	300万円以内	原則自動更新
フ リ ー ロ ー ン	自由	1,000万円以内	15年以内
国 の 教 育 ロ ー ン	入学・在学資金など	350万円以内	20年以内

事業者向け融資商品

種 類	お使いみちと特色	ご融資金額	ご融資期間
事業者カードローン	事業資金	2,000万円以内	2年(原則)
一 般 の ご 融 資	○手形割引...一般商業手形割引 ○手形貸付...運転資金などの短期のご融資	○証書貸付...設備資金などの長期のご融資 ○当座貸越...一定の貸越限度額まで自由にご利用できます	
地 方 公 共 団 体 制 度 融 資	県および市町村による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取り扱いしております。		
代 理 貸 付 業 務	政府系金融機関などの取扱窓口として各種代理業務をお取り扱いしております。 (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会など。		

各種サービスのご案内

種 類	内 容 ・ 特 色
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚で、当組合の本支店をはじめ、全国のMICS加盟金融機関およびセブン銀行・ゆうちょ銀行で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。
インターネットバンキングサービス	パソコン・スマートフォン等を使用し、残高照会・入出金明細照会・資金移動取引(振込・振替)がご利用いただけます。
自動支払い	電気・電話・ガス・水道・NHK受信料などの公共料金・家賃・税金・各種クレジットカードのお支払いなどを預金口座から自動的にお支払いいたします。
給与払込み	給料・ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振り込まれます。出張や休暇が給料日と重なっても安心です。
年金自動受取り	一度のお手続きで、大切な年金が自動的にあなたの預金口座に直接振り込まれます。いちばん早くて確実なお受取り方法です。
配当金の自動受取り	配当金が会社から直接ご指定の預金口座へ入金されます。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディにお振込み・送金や手形小切手のお取立てをいたします。
株式の払込み	会社の設立や増資のための株式払込金の受入れ、お取り次ぎをいたします。
クレジットカード	しんくみピーターバンカード・JCB・UC・MC・DCなど各種クレジットの決済と加盟店へのご加入をお取り次ぎいたします。

手数料について

為替手数料 (一件、一通につき)

種 類		他 行 あ て		当組合本支店あて	同一店舗内あて	種 類		一 律	
振 込 手 数 料	電 信	5万円未満	660 円	330 円	220 円	特 殊 手 数 料	振 込 組 戻 料	660 円	
		5万円以上	880 円	550 円	440 円		取 立 手 形 組 戻 料	660 円	
	文 書	5万円未満	440 円	220 円			不 渡 手 形 返 却 料	660 円	
		5万円以上	660 円	440 円			手 形 店 頭 呈 示 料	660 円	
送 金 手 数 料			660 円	440 円					
代金取立手数料 (含むクーポン券取立料)			660 円	660 円	660 円		その他の特殊扱手数料	実 費	

預金関係・諸取扱手数料

種 類	手 数 料	
残高証明書発行手数料	継続発行	1通につき 440円
	都度発行	1通につき 660円
	英文発行	1通につき 1,100円
	当組合所定書式以外による発行	1通につき 2,200円
再 発 行	通帳	1冊につき 1,100円
	証書	1通につき 1,100円
	キャッシュカード	1枚につき 1,100円
	ローンカード	1枚につき 1,100円
未利用口座管理手数料	通帳再発行即日発行分	1冊につき 2,200円
	年額	1,320円
	割賦販売通知書	1通あたり 3,300円
	手形用紙料金(決済手数料を含みます。)	1枚につき 550円
一般当座開設手数料		5,500円
自己宛小切手		550円
保護預り手数料		
開封保護預り手数料	1通あたり年額	1,100円
封緘保護預り手数料	1個あたり年額	1,320円
小切手帳	1冊 50枚綴	2,200円
約束手形	1冊 25枚綴	1,100円
貯蓄預金(スウィング手数料)		無 料
夜間金庫利用手数料	基本料金6ヶ月間	19,800円
株式払込保管証明書発行手数料	払込金額5千万円未満 2.5 払込金額5千万円以上 2.0	1,000×110% 1,000×110%
取引履歴作成手数料	1口座につき	1,100円
開示請求手数料	店頭扱い	1通 550円
	郵送扱い	1通 550円 (別途簡易書留郵便代)

ATM時間帯別のご利用手数料

	時 間	当組合カード (お引出し)	他行提携カード (お預け入れ) (お引出し)	郵貯提携カード (お預け入れ) (お引出し)
キ ャ ッ シュ ー カ ー ド ・ 平 日	8:00～8:45	110円	220円	220円
	8:45～18:00	無 料	110円	110円
	18:00～20:00	110円	220円	220円
	20:00～	110円	220円	220円
キ ャ ッ シュ ー カ ー ド ・ 土 曜 日	8:00～9:00	110円	220円	220円
	9:00～14:00	無 料	110円	110円
	14:00～18:00	110円	220円	220円
	18:00～	110円	220円	220円
日曜日・祝日	8:00～18:00	110円	220円	220円

ふるしんインターネットバンキング取扱手数料

- 契約料金および月額利用料 無 料
- 振込手数料

区 分	5万円未満	5万円以上
同一店内あて	無 料	無 料
当組合本支店あて	無 料	無 料
他 行 あ て	220円	440円

ふるしんビジネスバンキング取扱手数料

- 契約料金(初回のみ) 2,200円
- 基本料金(月額) ・スタンダード1,100円 ・フルサービス2,200円
- 振込手数料

区 分	5万円未満	5万円以上
同一店内あて	無 料	無 料
当組合本支店あて	無 料	無 料
他 行 あ て	220円	440円

※ フルサービス契約におけるデータ伝送サービスご利用時の給与(賞与)振込手数料は、当組合宛無料、他行宛110円となります。
※ ハードウェアトークン発行追加1件毎1,100円
※ 上記手数料には消費税を含んでおります。

ATMによるお振込み手数料

区 分	5万円未満	5万円以上
当組合キャッシュカード によるお振込	同一店内あて 無 料	無 料
	当組合本支店あて 110円	220円
他行キャッシュカード によるお振込	他 行 あ て 330円	550円
	同一店内あて 110円	330円
	当組合本支店あて 110円	330円
	他 行 あ て 440円	660円

※ 「お振込み」には、別途「ATMご利用手数料」が必要になります。

硬貨入金手数料

硬 貨 ご 入 金 枚 数	手 数 料
1枚～300枚	無 料
301枚～500枚	440円
501枚～1,000枚	660円
1,001枚～2,000枚	990円
以降1～1,000枚ごとに550円を加算	

両替手数料 (現金による払戻し時に金種を指定される場合を含みます)

両 替 の 合 計 枚 数	手 数 料
1枚～50枚	無 料
51枚～500枚	440円
501枚～1,000枚	660円
1,001枚～2,000枚	990円
以降1～1,000枚ごとに550円を加算	

※ 1回の両替(両替依頼票が複数枚の場合は合算)で希望される金種の合計枚数に応じて、上記手数料がかかります。(高額紙幣等への両替については持込枚数の合計に応じて、上記手数料がかかります。)
※ 現金による払戻し時に金種を指定される場合、「払戻し枚数から1万円札を除いた枚数」に並び、両替と同額の手数料となります。ただし、1万円札に新券を指定された場合は、その枚数を含みます。

その他のご案内

法令遵守体制

金融機関のもつ社会的責任と公共的使命の重要性を常に認識し、健全な業務運営を図るべく、コンプライアンスの最高責任者である理事長のもと、すべての役職員がコンプライアンスに留意し、法令やルールを遵守し自己の職務の遂行に努めております。

コンプライアンスの実践にあたっては、担当部署によるマニュアル等の策定・見直しなどの規程整備のほか、研修などの具体的な実践計画を示したコンプライアンス・プログラムを策定・実行し、その進捗状況等については、コンプライアンス委員会及び理事会に報告する体制となっております。

また、外部講師による研修のほか、コンプライアンス責任者をはじめ、全職員を対象としたコンプライアンスに係る自己診断を継続的に実践し、法令遵守意識の強化・向上に努めております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 1 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- 2 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- 3 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等）のマネロン対策に関する方針・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに宮城県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとしております。

- 1 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- 3 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。但し、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

- (6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7 お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1)開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2)訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3)利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。
- (4)ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様より申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8 ご質問・相談窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

営業統括部	TEL	0229-21-7666
	FAX	0229-23-5746
	eメール	gyoumu@furushin.co.jp

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に対する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓 口】 古川信用組合総務部リスク統括課
電話番号 0229-21-7666
受 付 日 月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)
受付時間 9:00～17:00

また、当組合ホームページ「ご意見・お問い合わせ」をご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.furushin.co.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所(電話:03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(電話:0570-022808)

●紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター(022-223-1005)、東京弁護士会 紛争解決センター(03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(03-3581-2249)

上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合リスク統括課またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓 口】 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号 03-3567-2456
受 付 日 月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く)
受付時間 9:00～17:00

報酬体系について

1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定することとしております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、役員への支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

単位:千円

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	28,488	50,000
監事	8,767	12,000
合計	37,255	62,000

注1.左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2.支払人数は、理事8名、監事4名です(退任役員を含む)。

注3.上記以外に支払った役員退職慰労金は理事8,180千円、監事1,530千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3

条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2.「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与した報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

地域密着型金融推進計画

1 基本方針

当組合は地域の金融機関として、「信頼」「貢献」「躍進」の信条を経営理念に掲げ、地域社会の発展に役立ることが、当組合の社会的使命と考えております。このような考えのもと、当組合は平成15年4月から「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融の様々な取り組みを積極的に実施してまいりました。

当組合は、今年度以降も引き続き、さらなる『地域密着型金融の推進』に向けて、これまで以上に地域の皆様とのリレーションを大切に、地域の皆様の多様なニーズに対応するためにコンサルティング機能を発揮し、地域社会の再生・活性化に取り組んでまいります。

又、上記取り組みが当組合の収益確保に繋がるよう「集中と選択」を図り、持続可能な貢献を実施出来る態勢整備を図っていく方針です。

今後、これらの具体的な取り組み策及び進捗状況については、当組合のホームページ等を通じて、定期的に地域のお客様へ公表してまいります。

2 具体的な取り組み策

I. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

(顧客企業の事業拡大・経営改善等に向けた自助努力への支援)

顧客企業との日常的・継続的な関係強化から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取り組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行してまいります。

(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析

① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め

・顧客企業から相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた情報を基に経営の目標や課題を把握したうえで分析し、顧客企業のライフステージや事業の持続可能性の程度等を適切かつ慎重に見極めてまいります。

② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取り組みの促進
・顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促してまいります。

(2) 最適なソリューションの提案

・顧客企業の経営目標の実現や課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案してまいります。

・ソリューションを提案するに当たって必要なのは、各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げであり、目利き能力の向上であることから、お客様のニーズに十分に対応できる職員を育成してまいります。

(3) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行及び進捗状況の管理
・連携先と協力し、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導による進捗状況の適切な管理を行なってまいります。

・経営診断レポート等財務資料を作成し、問題点の提案や改善計画書の策定指導など、取引先の身近な相談者として経営指導・経営支援を親身になって行なうことを目的に取り組めます。

II. 地域の面的再生への積極的な参画

(地域の面的再生への積極的な参画により、地域経済全体の活性化に取り組むことを通じて地域への貢献)

・利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析してまいります。

・地域経済全体の活性化と同時に顧客企業の事業拡大や経営改善を図ってまいります。

III. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

・地域密着型金融の取り組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信してまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みについて

当組合は、「信頼」「貢献」「躍進」を信条とし、組合員や地域社会の期待・信頼に応えられるよう、金融の円滑化に取り組んでいるところであり、中小企業のお客様の経営改善や地域活性化の取り組みにつきましても、以下の方針・態勢に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注してまいります。

I. 中小企業のお客様の経営支援に関する取り組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関の社会的使命であり、お客様からの資金需要や貸付の条件変更等のお申込みはもとより、創業・新事業開拓支援、経営改善・事業再生・業種転換等、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

II. 中小企業のお客様の経営支援に関する態勢整備

Iの取り組み方針を実施するため、以下の態勢整備を図ります。

(1) 返済条件のご変更及び新規融資のお借入等に係るご相談・お申込み

をお受けした場合には、決算書、財務の表面上の数値のみで画一的な判断はせず、お客様の事業の特性、状況、改善または再生の可能性等を勘案し、当該ご相談に真摯に対応するとともに、ご相談をいただいた案件の進捗状況について適切な管理をいたします。

(2) 経営上の課題や問題を抱え経営改善が必要なお客様に対しましては、経営改善計画書の策定支援を行うとともに、必要に応じコンサルタント等の外部専門家による経営相談や派遣を行うなど、経営改善を支援いたします。

(3) 創業・新規事業を検討されているお客様に対しましては、外部機関との連携を図りながら、取り組みを支援いたします。

(4) 上記の(1)～(3)の実施にあたっては、本部融資部が統括部署となり、各営業店との連携を図り推進してまいります。

Ⅲ. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

(1) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

□ ①-1 経営改善支援の取り組み実績 <令和7年4月～令和8年3月>

単位:先数

単位:%

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取り組み先数 a	αの内期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αの内再生計画 を策定した 先数 σ	経営改善支援 支援取り組み率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 σ/a
正 常 先 ①	893	0		0	0	0.00		0.00
要注 先 ②	219	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
内 要 管 理 先 ③	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
破 綻 懸 念 先 ④	65	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
実 質 破 綻 先 ⑤	37	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
破 綻 先 ⑥	4	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
小 計 (②～⑥の計)	325	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
合 計	1,218	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和8年4月当初時点で整理しております。
・債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
・なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はαに含めておりますがβに含めておりません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
・「再生計画を策定した先数」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

□ ①-2 経営自己診断システム取り組み実績

<令和7年4月～令和8年3月>

	経営診断レポート提出先数	経営診断先数
令和7年度中	取り組み実績無	取り組み実績無

(注)・経営自己診断システムは顧客の経営支援及び融資営業の充実を図ることを目的とし、信用組合の主要取引先である中小企業経営者に対して「分かりやすい」経営診断システムを提供しております。
・中小企業信用リスクデータベース(略称CRD)に蓄積されている約100万社分の中小企業の財務データを用いて構築されており、同業他社の各財務指標値と比較することが出来ます。
・「データベース」については中小企業の財務指標(毎年11月に更新)をもとに全国約80万社分の中小企業法人の決算書から算出された各指標の業界平均値などが記載されております。
・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する経営自己診断システムを活用しております。

□ ①-3 外部専門家による派遣実績

<令和7年4月～令和8年3月>

※期中における外部専門家による派遣実績はありませんでした。

□ ①-4 外部機関と連携した取り組み実績

<令和7年4月～令和8年3月>

	連携先
令和7年度中	宮城県信用保証協会 宮城県よろず支援拠点

□ ①-5 事業再生 金融機関独自の再生計画策定先

<令和7年4月～令和8年3月>

	再生計画策定先数	金額
令和7年度中	0先	0百万円

□ ①-6 事業再生 金融機関独自の再生計画策定先

《メイン金融機関としての再生計画策定等》

<令和7年4月～令和8年3月>

	再生計画策定先数	金額
令和7年度中	0先	0百万円

(注1) 金額は、再生計画策定時の当該先に対する債権残高(簿価)ベースです。
(注2) ①-5に入力した先数のうち、メイン金融機関として再生計画を策定した案件を記入しております。
(備考) ※経営改善計画書の策定が困難な中小企業者に対しては、計画書の策定支援を実施しております。

(2) 創業・新事業支援

□ ① 創業・新事業支援融資実績

	融資件数	金額
令和7年度中	11件	82百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績以外にも、プロパー融資等のうち、創業新事業支援融資としての実績を計上しております。

(3) 成長段階

	クラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」
令和7年度中	参加者数 0社

(注) クラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」を活用し、事業者の販路拡大や商品プロモーションに取り組みました。

Ⅳ. 地域の活性化に関する取り組み状況

○ 主な取り組み状況

- ・株式会社日本政策金融公庫と連携した創業者向け協調融資商品「はじめのいっば」を取り扱いしております。
- ・株式会社日本政策金融公庫と連携した事業承継連携ローン商品「つなぐチカラ」を取り扱いしております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	157件	143件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.76%	37.83%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

「金融仲介機能のベンチマーク」への対応

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（金融仲介機能のベンチマーク）が策定・公表されました。当組合では信条である「信頼・貢献・躍進」のもと地域密着型金融を推進し、地域の活性化に繋げられるようお客様の発展・成長に向けた支援に取り組んでおります。このことから金融仲介機能のベンチマークを活用し、金融仲介機能の質の向上に努め、取引先のニーズや課題に応じたご融資やソリューション（解決策）の提供を進めてまいります。

令和7年度 当組合の取り組み

○共通ベンチマーク

(1)取引先企業の経営改善や成長力の強化

当組合がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同社に対する融資額の推移

メイン先数	344社	経営指標等が改善した先数	101社
メイン先の融資残高	149億円	経営指標等が改善した先の融資残高	67億円

(2)取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

	条変総数	好調先	順調先	不調先
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	71社	4社	16社	51社

当組合が関与した創業、第二創業の件数

創業件数	11件
第二創業件数	0件

ライフステージ別の与信先数（先数単位ベース）及び融資額

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	3,555社	59社	119社	3,285社	28社	64社
ライフステージ別の与信先に係る融資残高	477億円	15億円	84億円	339億円	10億円	26億円

(3)担保・保証依存の融資姿勢からの転換

当組合が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	57社	22億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	1.6%	4.7%